保護者様

学校保健安全法施行規則(裏面参照)に基づく「学校において予防すべき感染症」と診断されたときは、出席停止となります。主治医の指示に従って登校を控えてください。

高等学校におきましては、進級や卒業時の単位認定等で出席停止期間の正確な日付が必要ですので、下記証明書を主治医へ提出し、記入を依頼してください。なお、証明書の発行には費用がかかる場合がありますが、ご了承ください。

切りとり

主治医様

大阪府立枚方津田高等学校
校長　　　加島　良彦

証明書の発行について（お願い）

学校保健安全法施行規則(裏面参照)に基づき、「学校において予防すべき感染症」に罹患した生徒については、感染蔓延防止のため出席停止の措置となります。お手数ですが、下記証明書の感染症の欄に○をつけ、出席停止期間等をご記入のうえ、生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

証　明　書

年　　組　　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１種 感染症	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱 ペスト　マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎　ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS）　特定鳥インフルエンザ（H5N1 型）
第２種 感染症	インフルエンザ　百日咳　麻しん　流行性耳下腺炎　風しん 水痘　咽頭結膜熱　結核　髄膜炎菌性髄膜炎
第３種 感染症	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス パラチフス　流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎 その他（　　　　　　　　　　　　）
出席停止 期　間	令和　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　日間

上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

担当医師名　　　　　　　　　　印

＊学校記入欄　担任＿＿印＿＿⇒学年保健部＿＿印＿＿⇒保健室(原本保管)

切りとり

＊参考資料「学校において予防すべき感染症」（学校保健安全法施行規則より抜粋）

<table>
<tr><th colspan="2">感染症の種類</th><th colspan="2">出席停止期間</th></tr>
<tr><td>第一種</td><td>感染症予防法の一類感染症
二類感染症(結核を除く)</td><td colspan="2">治癒するまで</td></tr>
<tr><td rowspan="9">第二種</td><td>インフルエンザ</td><td>発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで</td><td rowspan="7">＊病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない</td></tr>
<tr><td>百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</td></tr>
<tr><td>麻しん</td><td>解熱した後３日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>流行性耳下腺炎</td><td>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</td></tr>
<tr><td>風しん</td><td>発しんが消失するまで</td></tr>
<tr><td>水痘</td><td>すべての発しんが痂皮化するまで</td></tr>
<tr><td>咽頭結膜熱</td><td>主要症状が消退した後２日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>結核</td><td colspan="2" rowspan="10">病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</td></tr>
<tr><td>髄膜炎菌性髄膜炎</td></tr>
<tr><td rowspan="8">第三種</td><td>コレラ</td></tr>
<tr><td>細菌性赤痢</td></tr>
<tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td></tr>
<tr><td>腸チフス</td></tr>
<tr><td>パラチフス</td></tr>
<tr><td>流行性角結膜炎</td></tr>
<tr><td>急性出血性結膜炎</td></tr>
<tr><td>その他の感染症</td></tr>
</table>